

議 会 運 営 委 員 会 記 録

日 時	令和6年11月22日（金） 午前11時09分～午前11時57分
場 所	第2・第3委員会室
出席委員	◎阿比留義顯 ○田中 晋 議 長 助川 忠弘 副議長 佐藤 浩 岡田 智佳 後藤浩一郎 小松 幸子 松本 寛道 山田 一一 渡邊 晋宏 渡部 和子
委員外出席者	（傍聴） 内田 博紀 上橋しほと 北村 和之 末永 康文 永山 智仁 若狭 朋広 渡辺 裕二
欠席委員	
説明のため出席した者	副市長（染谷 康則）

○

午前 11 時 9 分開会

○委員長 ただいまから議会運営委員会を開きます。

○委員長 協議に先立ちまして、議長より挨拶がございます。

○議長 本日は、お忙しい中、令和 6 年第 4 回定例会の日程協議のためお集まりいただき、ありがとうございます。今定例会も皆様の御協力を賜り、円滑なる議事運営ができるようお願いを申し上げます。

今定例会の会期につきましては、資料 1 にお示ししてございます。前回の議会運営委員会においてお決めいただいたとおり、11月29日から12月18日までの20日間となりますので、よろしく願いいたします。

以上、甚だ簡単でございますが、挨拶といたします。以上です。

○委員長 それでは、早速協議に入ります。

まず、会期日程について議長からお話ございましたとおり、11月29日から12月18日までの20日間となりますので、御了承願います。

次に、委員会付託についてを議題といたします。

事務局より説明願います。（「ちょっと日程のところ。いいですか、委員長」と呼ぶ者あり）委員外発言が求められています。皆さん、どうでしょう。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 どうぞ。

○末永康文委員外議員 今会期日程のところ、25人、これからずっと二五、六人質問が毎回あると思うんですけど、この日程をもうちょっと広げて、少し広げて日程を緩やかにして、質問が十分できるようにすべきだと思うんですよ。この6日間の日程だと、これ計算すると大体1日4人から5人ぐらい毎日やらなきゃいけませんよね、これ日程見ると。だから、少し日程を1日か2日質問する時間を、3月議会はちょっと変わるでしょうけども、変えて、少し日程を広げて、十分な議論ができるようにしてほしいんですけども、そういう議論はする気ないんでしょうか。委員長に聞いているんですよ。それじゃ、向こうで即答できなければ、ちょっとそういうことも議論してほしいんです、少し日程をね。例えば1日置きに午後からするとかしないと、行政側も言っていますよね。朝から、朝10時からやると朝の打合せができないと、なかなかね。そして、4時半か5時近くまでやられたら、全くその一日が討論だけで、議会に缶詰めになっちゃってできないというから、打合せもできないというわけでしょう。だから、それ終わってから打合せをしているわけです、行政側は。だから、できるだけ、初日は13時から、定刻から、2日目は10時から、3日目は定刻、13時からというふうに1日置きでしないと、行政が困るんじゃないでしょうかね。そういう日程を組んで、少し、25名というのはほとんどいるんだから、そういう日程をしていただきたいと思いますよ。今すぐ結論出ないんだって

ら、そういう日程を組合せさせていただきたいと思います。以上です。

○委員長 ただいま委員外発言のありました件につきましては、現在継続事項となっております。議会の在り方の検討ということで引き続き検討中ですので、それの中に併せて検討を継続したいと思います。

委員会付託について議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 資料1、(2)でございます。付託につきましては、表の右側に記載のと通りの各委員会となります。なお、議案第9号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議につきましては、先例によりまして委員会付託、討論を省略いたしまして、質疑並びに一般質問の最終日に即決する運びとなります。事務局からは以上です。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おき願います。

○委員長 次に、追加議案についてを議題といたします。

ここで副市長より発言を求められておりますので、これを許します。

染谷副市長、どうぞ。

○副市長 貴重なお時間を頂戴しまして、ありがとうございます。

追加議案につきましては、人事院勧告に伴う給与改定関係の条例改正3件、そして補正予算1件の計4件が予定をされています。

なお、議案説明会においてもお話をさせていただきましたけども、条例改正3件及び補正予算1件の議案提出の時期についてでございますが、国の閣議決定を踏まえた対応となることから、現時点では提出日をはっきりと申し上げることができない状況でございます。決まり次第、御報告をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。私からは以上でございます。

○委員長 追加議案の取扱いについて事務局より説明願います。

○議事課長 資料1、(3)でございます。追加議案につきましては、①から③の給与条例の一部改正関係議案として3件、④の補正予算についてが1件の計4件が予定されてございます。

提出時期と取扱いについてですが、提出された日の日程にのせ、議題といたしますが、質疑並びに一般質問の最終日までに提出された場合は、その日の日程にのせ、提案説明を省略し、質疑を3問制で行った後、所管する各委員会に付託を行い、以下当初議案と同様の扱いになります。

また、定例会最終日に提出された場合は、その日の日程にのせ、提案説明を省略し、質疑を3問制で行い、委員会付託、討論を省略し、採決する運びとなります。以上でございます。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おき願います。

○委員長 次に、人事院勧告に関する市議会の対応についてを議題といたします。

議長より説明願います。

○議長 資料の2でございます。人事院勧告に伴う給与改定でございます。今回特別職の給与改定についての議案が提出される見込みであります。よって、特別職に倣い、議員の期末手当につきましても0.1か月分の引上げを行う議案を提出するかどうか御協議をお願いいたします。

協議の結果、全会一致となりましたら議会運営委員会提出議案として提出し、賛成多数が見込まれる場合は特別職の議案に組み込み、市長提出議案として提出いただくことが先例となっております。以上でございます。

○委員長 では、人事院勧告に関する市議会の対応について、先日議会運営委員会の各会派には御連絡を差し上げておりますが、本日その御意見を伺いたいと思いません。

まず、柏清風さんから。

○後藤 人事院勧告による期末手当の支給月数を0.1か月分引き上げる、これに関して会派一致でございます。

○委員長 賛成ということでよろしいですね。

○後藤 はい、賛成です。

○委員長 公明党さん。

○小松 うちのほうも全員賛成です。

○委員長 日本共産党さん。

○渡部 うち、これ提出する必要はないというふうに考えています。必ずしも人事院勧告に沿って私たち議員も上げる必要はないと思いますので、今のいろいろな経済状況考えたとき、議員のほうは私はこれを提出すべきではないという立場です。

○委員長 みらい民主かしわさん。

○岡田 会派意見調わずです。

○委員長 調わず。

市民サイドさん。

○松本 反対です。

○委員長 では、意見が一致しませんでした。期末手当の支給月数を0.1か月分引き上げることについて賛成多数で可決される見込みですので、市長提出議案に入れて提出していただくことといたします。

なお、提出する際の議案名は、柏市特別職職員給与条例及び柏市議会議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定についてとなります。

○委員長 次に、柏市議会政務活動費交付条例の改定要旨議長案についてを議題といたします。

まず、議長案について議長から御発言がございます。

○議長 かねてから政務活動費の取扱いにつきましては、議論していただいているところであります。柏市議会では、これまでも法にのっとり条例、規則に基づきな

がら議会活動をしてきていることは言うまでもありません。これは、政務活動費についても同様であります。つきましては、このたびの政務活動費の制度変更の議論もこの条例等に基づいて運用している制度を変更するものとして適切な結論を出していければと考えます。

それでは、議長案について説明いたします。資料3、御覧ください。議長案については、各会派の御意見を最大限酌み取った形といたしました。議員分といたしまして、会派に属している、属していないにかかわらず議員1人当たり月額7万円といたしました。また、会派分としましては、会派所属議員数に1万円を乗じた額といたしました。ただし、議員分の政務活動費の一部を会派分に振り替えることは可能とするものです。また、改正の時期については令和7年第1回定例会とし、施行の時期は令和7年4月1日で、遡及しての交付はしないことといたします。政務活動費の増額の検討につきましては、令和8年度の予算要求に間に合うよう議論を進めてまいります。

別添資料、地方自治法第100条第15項、第16項にありますとおり、議長の政務活動費上の役割は収支報告を受けること、使途の透明性の確保に努めるものでございます。いずれにいたしましても、議会運営委員会で活発な議論を交わしていただき、よりよい制度にしていただければと思います。

なお、参考となる資料は別に添付してございますので、各自御参照ください。以上です。

○委員長 次に、事務局から説明をお願いします。

事務局より説明願います。

○庶務課長 先ほどの議長案について、その考え方を順次御説明いたします。

まず、政務活動費の金額についてでございます。前回までの議会運営委員会における各会派の御意見の態様は、下の表にございますとおり二分されてございます。双方の意見を可能な限り酌み取った形といたしました。議員1人当たりの月額を同額の7万円といたしまして、政務活動費を求める会派の意見も最低限度額の1万円として、酌み取った形といたしました。また、会派活動上不足する場合を考慮いたしまして、会派政務活動費は議員の政務活動費から振替を可能とすることといたしました。

次に、改定の要領でございます。まず、条例の改正時期でございます。政務活動費の変更には、条例の改正が必要でございます。準備期間を考慮いたしまして、令和7年第1回定例会に上程する方向で準備をいたしたいと考えてございます。なお、政務活動費においても額を条例で定めるに当たっては、特別報酬等審議会等の第三者の意見をあらかじめ聞くなど、住民の批判を招くことがないように配慮することとされております。しかし、この場合、上限額は改定の前後で変化がないことから、この件につきましては第三者の意見聴取は省略できるものと考えてございます。

次に、施行の時期でございます。条例改正が令和7年第1回定例会で議決されると仮定した場合、施行については4月1日で実施可能と想定してございます。

次に、遡及についてでございますが、一般に補助金とは特定の事業、活動等を育成、助長するため市が公益上必要であると認めた場合に交付されるものであって、既に実施した事業に対して後から申請するものではなく、柏市補助金等交付規則においては事業計画を立て、市長へ交付の申請を行い、事業の目的及び内容が適正と認められた場合に交付決定されることとなっているため、遡及はいたさないことといたします。

次に、ウの今後の課題でございます。市民サイド・ネットさん、当初ですね、及び無所属議員さんから要望のございました増額については、現時点で各会派の意見聴取ができていないこと並びに政務活動費を増額するには第三者の意見を聞くことの配慮が求められていることから、より慎重に議論をする必要がございます。よって、令和8年度の予算要求の時期を目途に検討を進めることといたしたいと考えてございます。

その他となります。政務活動費の交付対象についてですが、柏市政務活動費交付条例では会派及び議員に交付することとなっております。地方自治法で政務活動費の交付先としては会派または議員と規定されてございますが、これは①、会派だけに支給する、②、議員だけに支給する、③、会派と議員の両方に支給するの3通りがあると解されており、柏市議会では③を適用して条例を定めており、会派と議員の両方に支給してございます。

次に、会派についてでございます。地方自治法の逐条解説では、会派とは政治的信条等を同じくする議員の任意の同志的集合体をいうものと解されてございます。以上でございます。

○委員長 では、議長案について各会派の御意見をまとめていただき、12月12日、質疑並びに一般質問の最終日の議会運営委員会で各会派の御意見を伺うことといたします。

関連して、日本共産党さんから資料が提出されました。

日本共産党さんに御説明をお願いします。

○渡部 中核市全体の状況というのがなかなか目にする機会がなかったものですから、62の中核市について調査をしました。大体は支給条例をどこも持っているんですけど、ただ条例だけでは分からないところもありましたので、条例等の閲覧、調査と、あと幾つかの市は電話でも伺いました。それで、62の中核市の中で会派に所属している議員と所属していない議員との中で政務活動費に差をつけているのは柏市と松江市2つのみ、ほかの60市は全て同額なんですね。12日のときに会派からの意見ということですので、ぜひこれも参考にしてもらって、なるべく複雑にしない、議員は平等に扱うべきだというふうに私ども思っています。

それと、会派に所属している、していないで不平等があるということについて、こういう現状でいいのかということをおはぜひ市民にも聞きたいと思うんですね。62の中核市の中で現在この2市しかこういうことはやっていないんだということに対して恐らくほとんどの市民は知らないと思いますので、むしろ市民にこういう現

状態でいいのか、市民はどう思うのかということを知りたいと思います。それで、まだ時期的には間に合うと思いますし、12日のときには、私は議長案ではなく、全て8万円で等しく支給するということを主張しておりますが、ぜひ特に清風と公明党の議員さんにもこの資料も参考にしていただいて、お考えいただきたいと思います。とにかく2つしかない。ちょっと私は不名誉なことではないかなというふうに個人的には思っています。ぜひこの状況を改善する方向で柏市も変更されることを希望しますので、参考にしてください。

○委員長 ただいまの御説明でその旨御承知おきください。（「委員長」と呼ぶ者あり）なお、議員の平等等の原則等に関しましては、参考資料として別添2に法の解釈等も含めてつけさせていただいておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。（「委員外発言」と呼ぶ者あり）委員外発言を求められていますが、いかがでしょう。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 どうぞ。

○末永康文委員外議員 今回議長が提案していますけども、議長は会派主義を認めているというふうに捉えられるんですよ。だから、もしこうであれば、今渡部委員が言ったように、松江と柏だけが金額違うんだけども、ほとんどは一人会派として同額にするために、議員が議員の資格を同等にするために一人会派を認めているわけです。そういう案は、考えなかったんでしょうか。議長に聞いているんです。議長案だから。（「委員外発言なんで、参考としてとなりますので委員長、裁きお願いします」と呼ぶ者あり）

○委員長 委員外の発言は意見を伺うということに留めたいと思いますので、後ほど御意見がある方は申入れなりをしていただきたいと思います。（「ちょっと、じゃいいですか。じゃ、続けますよ」と呼ぶ者あり）なお、その件につきましても別添資料のほうに参考となる事項を添付しておりますので、会派というのはどういうものかということも含めてつけさせていただいておりますので、御確認をお願いします。（「委員長」と呼ぶ者あり）

○委員長 内田議員、どうぞ。

○内田博紀委員外議員 お時間頂戴して恐縮です。議長案が提示されました。御検討には感謝いたしますが、私は会派を否定しているものではなく、前回の議会運営委員会でも申し上げたとおり、8万円という額を平等にしていく、その中で会派は会派分と個人分を分けていけば問題ないと考えます。というのは、会派所属外議員でも会派と同等の仕事をする方もいらっしゃると思うんですね。広報活動、広聴活動、市民団体支援、市民相談、閉会中の活動も山のようにあるわけです。これは、会派でも会派ではなくても同等の仕事をしているという方も中にはいらっしゃるわけで、ここはやはり同額にしていくべきであるというふうに考えますし、この個人分の……あと解釈の中で①、②、③が庶務課から説明されましたけれども、私はその解釈を変えて、議員に支給するべきものだというふうに解釈を変更していくこと

も必要だと思います。今後議論されるとされました政務活動費の増額につきましては、8万円を基本として、希望する会派があればその中で会派分を要求していくという考え方も一方にはございますので、来年度以降の2026年度の予算要求に合わせて御協議されるということですので、その中で議論し、まずは段階として議員に支給する、8万円を増額支給するということにしていきたいことを次回の協議の際に参考にしていただきたいことを申し添えまして、委員外発言といたします。

○委員長 委員長から申し上げますと、今議長のほうからはそれぞれの、大きく分けて2つの考え方があるので、それはそれぞれを否定することなく、それぞれを受け入れた形で議長案というふうに出していただいています。したがって、これが受け入れられないとすると現状のままということになってしまいますので、お互いの意見をしっかり酌み取った上で議長案が出ているということをご理解していただいて、これが合意できるかどうか、同意できるかどうかについて議論をいただきたい。12月12日にその意見を伺って、決めたいというふうに思っております。もしそれが合意できなければ、議会運営委員会のこれまでの考え方から全会派一致でないとなかなか前に進めないということもございますので、十分御理解をいただきたいというふうに思います。（「はい」と呼ぶ者あり）渡部委員、どうぞ。

○渡部 ちょっと確認なんですけども、議長案か現状かということから動かないということですか。例えば議長ももちろんいろいろ調査していると思います。中核市62の中で柏と松江だけなわけですよ。じゃ、ほかがどういう考えの下に出しているかってもちろんいろいろ御存じだと思いますけども、議長案を変更するなり、それ以外の、じゃ等しく出すための方策、別な方法があるんじゃないか、そこについては全く意見の余地というのがないんでしょうか。議長案か現状か。そうではなくて、もう少し議論をすべきだし、12月で決着がもし見られなかったら、その先でもいいと思います。私先ほど言いましたように、市民の意見も取り入れるですとか、そこですばっと、それもしそのときで私ども反対して、決着しなかった。そしたら、元のままですよって、そのことについては今後一切議論もしない、変更もなし、そういう理解なんです。どういうふうに理解したらいいんでしょうか、そこは。

○委員長 12月12日の時点で全会派一致で継続するという事になれば、継続は可能だと思います。あくまでも議会運営委員会は全会一致で物事を決めていこうという考え方でございますので、今議長の案がありますけれども、これに代わる案がないのであれば、この案が受け入れられるか受け入れられないかということしか今選択肢はございませんので、新たに議長案よりもこっちのほうが優れているという案があって、全会一致が得られそうな案があるのであれば、それは継続で検討することは可能だというふうに考えます。

渡部委員、どうぞ。

○渡部 つまり私どもは等しく8万円にすべきだという立場ですけども、じゃそれを案として条例の条文みたいにして出さないということなんです。

○委員長 いえいえ……

○渡部 だから、案としてはみんな同じく8万にというのが議長案じゃない、私どもはそういう案なんですけども。

○委員長 会派分は別に必要だという意見をどう解釈されるんですか、じゃ。それは間違っていて、受け入れられないのであれば、これは合意は得られません。

○渡部 だから、他市の例でも1人の場合も政務活動費の支給においては会派として認める。議員及び会派。

○委員長 議長も随分苦勞されて調べていただいているんですけども、同額だからといって必ずそれが使いやすいかというと、同額ですけども、例えば広報費なんかについては会派の活動分しか書けない、個人のことが書けないといったようなことも結構ありますので、私が発言するのもなんですね。じゃちょっと議長……（「いや、委員……」と呼ぶ者あり）（「いや、私代わります」と呼ぶ者あり）どうぞ。

○後藤 流山市の政務活動費についてちょっと私も調べたんですが、基本的に個人の名前で出すことはまかりならんと。会派で出す場合には議会事務局の名前で、しかもその議会事務局の電話番号、メールで発信すると。しかしながら、個人の自宅ではなく、事務所を借りている場合にはその事務所名の住所で発信ができるという非常に何か分かりづらい仕組みになっているんです。それと、紙面構成においても半分以上は議会全体のことを書かなければいけないとか、かなり柏の広報の使い方とは違って制約があるというふうに私は感じました。柏は、そういう紙面構成であるとか、どこどこの住所から発信しなさいとかというような厳しい規定は設けていないと思うんですね。ですから、非常に今恵まれている柏市の広報のお金の支出について、これをぜひ守っていききたいなというふうに思っています。

○委員長 どうぞ。

○渡部 具体的な中身、使途といいますか、その話とはまた違って、仮に使い方について何か改善をすべきことがあれば、またそれは議会改革の中でより使いやすく改善していくというのが私は必要だと思います。今は金額のことで、やはり政務活動費の金額そのものは1人であってもそれは会派とみなして、政務活動費は同じく支給するとか、書き方は自治体によっていろいろですけども、そこに差を設けるべきではないという、そこを平等にというふうな立場ですので、今のような広報だとかいろんなこと言い出したら、それこそ中核市62市、内容について全て調べて、やっぱりよりよい使いやすい方向をみんなで議会改革の中で考えていこうという議論になるんで、流山市よりも今使い勝手がいいんだからいいじゃないかって、そこは金額の問題とは私別の問題だと思いますよ。だから、そういうこともいろいろ私たち知る必要あると思います。多分野田市とか我孫子なんかも広報に関しては柏市よりはちょっと厳しいというか、使い勝手ちょっと悪いなと思って、広報見ていたりします。それはまた別問題として議論されるべきことで、今は金額について、議員一人一人の活動をどう支えていくのか、支援するのかということが大事じゃないかと思いますので、それをもってして柏市使い勝手がいいんだからって、そこではないと思いますよ。意見です。

○後藤 今委員長がおっしゃったことを補完して説明したまでです。以上です。

○委員長 委員長としては、相手方というか、自分と違う考え方の人たちの意見も十分理解した上で案を作成されているというこの議長案についてしっかり各会派で議論をしていただきたいというふうに思っております。（「はい」と呼ぶ者あり）どうぞ。

○北村和之委員外議員 ずっとこちらの、こちらというか、政務活動費の額を平等にしてくれというところの本当の趣旨というか、これが伝わっていないんじゃないかなど。趣旨というか、平等にしてくれということが一番の趣旨、出発点でございますが、ここを御理解いただけていないんじゃないかなというふうに今回の議長案を見ても思います。今阿比留委員長がこの案を、どちらかでないかと合意は得られないと、そういう話は私諦念だと思っております。というのも、前回の議運などで、じゃ平等に支給するために例えば政務活動費の支給だけに当たっては一人会派、こういうのも認めてはどうかという話も出ました。でも、そのときに今一人会派の話は関係ないと、これとはまた別の話だというふうに切り分けたわけでございます。これを切り分けているから、こういう2案になるし、また次の一般質問の最終日のときも、私は今本当は今日言おうと思わなかったんだけど、これまでに、意見を聞いてくれる場だというふうに今おっしゃっていただいたから、今意見を申し上げているんです。よく出る議論をしていくというような話があるのであれば、委員外発言認めていただいてありがたいけども、我々も議員として、大人として来ているんだから、それに対してお答えだったり、考えというのをいただければと思っております。だから、事務局にも今出ているような意見もしっかり受け取っていただいて、ちゃんと検討していただく必要があると思っております。言いつ放しで、言ったからいいじゃなくて、じゃ一人会派の意見、あれどうなんだというの、それについて議論ありましたか。先送りして、切り分けているだけじゃないですか。だから、こういう案が出てくるんですよ。

あと、今回細かいと言いますと、改定要旨のAには議員分の一部を会派分に振替を可能とすると。これもじゃどうなんだと。議員分をそろえたつもりになっただけども、結局振替可能ということは、じゃ全議員に8万円というふうに仮に決めたときに会派分というのを便宜的に決めて、そこにその会派で入れ込んでいくことだってできるはずだと思うんですね。私はそういうところの振替可能というところを見ても、またさっきの議長の適切な結論とか活発な議論とか、そういうお話を聞いても、本当にそれ言葉だけになっているんじゃないかなど。我々の出発点としての平等、手法としてのこういう一人会派、そういうところもちゃんと議論があって、一人会派はこういう理由で認められないとか駄目だとか、そういうのがあって、今回の議長案が出てきて、そこで決めていくというのが私は筋ではないかなと思います。

あと、私は事務局の課長に聞くと、殊さらに、前回の議運でもそうですが、松江市の例などを出して言うけども、やはり松江市は本当に一部、63市の中の本当に2つの市、レアなケースなわけです。こういう例を出していくというのは、先例主義

の議会とか議運とか、そういうところでも私は無理があるんじゃないかと思います。

最後に、この政務活動費の増額の検討の6ページのウのところには、増額するには第三者の意見を聞くことの配慮が求められているから、より慎重に書いてあるんです。私はちょっとこれは違うと考えるんです。第三者の意見を聞く必要があるから慎重にじゃなくて、なぜ増額が必要なのかというのを我々で考えて、第三者の意見も一緒に組み合わせて考えていくというのが私が考えていることです。以上です。今申し上げたようなこともぜひ意見を聞いていただいて、検討をしていただければ幸いです。後藤委員、何ですか。何か。（「独り言。関係ない」と呼ぶ者あり）

○委員長 12月12日の議会運営委員会で……（「委員長」と呼ぶ者あり）どうぞ。（「一回話したでしょう」と呼ぶ者あり）

○末永康文委員外議員 先ほど議長の回答は聞くだけだと言われたんで、あれですが、議運でもうちょっと政務調査費の地方自治法の100条から、14項から16項をちゃんとよく解釈して、その解釈でそれぞれの議員さんがどれだけ活動できて、調査をして、そして市民サービスにそのこと、向上のためにどう政務活動費を使ってやれるかということの基本にするなら、これ100条の14、15、16をぜひ捉えた上でこういう案をつくってほしいんですよ。そこで言いますけど、議長は先ほど会派に1万円を基本としてって、会派活動があるからどうのこうの言っていますけど、条例をつくる時に、これ事務局も言えることですが、15項の中にあるように……ごめんなさい。ちょっと待ってね。14項だね。100条の14項に会派及び議員に対して政務活動費が与えられるわけだから、これは36人の議員がいずれもどちらか選択することができる。どちらも選択することもできるし、どちらを選択することもできるとすれば、私は何ら問題ないと思うんです、そうすれば。だから、そういうふうなことを議長はぜひ検討していただきたいと。どちらも選択できるとすれば、1万円選択して、あと7万円は議員さんが議員として選択できますよ、いや、全額議員8万円って選択できれば、それは8万円で選択できるよ、みんな平等だよというふうにすればいいことだと思うんですよ。それをわざわざ、1人1万円は最低限しなきゃいけないってこれまでありましたよね。1万円をして、7万円が会派で足りなかったら、1万円が足りなかったらその7万円の中から使ってもいいよってしているわけでしょう、今回の案では。そういう意味でしょう、これ事務局言っているのは。だから、そういうことじゃなくて、会派または議員、どちらも選択できるという条例をつくれれば、それで議員がそれぞれが選択すりゃいいわけですから、選択して、8万円、あるいは会派1万円で、7万円は議員の調査活動にするよというふうにすりゃいいわけだから、そういうことを少し考えていただきたいということなんですよ。そうすればみんな平等になるし、議員はみんな有権者に選ばれてきているわけだから、みんな一緒なわけです、それは。そういう姿勢をきちんと貫いてほしいんです、議会は。議会というのは、やはり何だかんだ言っても議論をして民主的に決めることであって、先ほど委員長がもし駄目だったら、それどっち選ばなかつ

たら元に戻るんだと、今までどおりだって。ちょっと違うんじゃないかと思うんです、それはね。そういうことで会派全会一致ということであるわけじゃないので、ぜひここで議論をしていただきたいことをお願いします。以上です。（「委員長、すみません」と呼ぶ者あり）

○委員長 どうぞ。

○後藤 今回この資料の中に添付資料がいっぱいありますね。最後は43ページで、政務活動費に関する資料がずっとあって、京都府の木津川市の政務調査費、当時は政務活動費でなく、政務調査費だったんですね。返還請求行為請求控訴事件というものがあります。19ページから……随分ありますね。（私語する者あり）PDFのどれだっけ。（「19ページからです」と呼ぶ者あり）ですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）24ページまでだと思うんですけど、これに関して多分これ柏市の……（「別添ですね。別添です」と呼ぶ者あり）別添のほうです。（「別添の」と呼ぶ者あり）木津川市の政務調査費の返還請求行為請求控訴事件と。（「別添2の3ページです」と呼ぶ者あり）別添2の3ページ、そちらに、これ柏の清風と公明が申し上げている内容に、本議会運営委員会で意見が割れていることについて司法の判断が下った一つの事例だというふうに見えるんですけど、これ簡単に事務局から説明してもらえますか、どのような経緯だったのか。経過。

○委員長 事務局、できますか。

○庶務課長 ちょっとできる限り……（「できる限りで結構です」と呼ぶ者あり）ですけれども……

○委員長 簡単をお願いします。

○庶務課長 こちらの案件につきましては、会派に属する議員さんに1万円、月額、会派に属さない無所属の議員さんに7,000円という政務調査費ですか、が配られておりました。この控訴審の判決なんですけれども、その中で会派による政務活動費、政務調査費ですか、そのものを認めるような部分がございます、会派のほうがちよっと費用がかかるんじゃないかなというような記述がございます……終わり……。 （「結論だけでいいよ。途中の経過は読んでもらうとして」と呼ぶ者あり）会派による政務活動と会派に所属しない政務研究活動を比較検討すると、本件条例による会派は複数の所属議員がいるものをいうところ、その所属議員に対する研修や所属議員間の意見交換などが必要となることは明らかである上、また大規模な調査、活動など議員単独では行うことが困難な調査研究活動が可能になるから、これに伴い会派の調査研究活動を要する経費が議員が単独で活動する場合の経費を単純に合計したものを超える場合のあることは容易に推測することができるとなっております。あと、もう一方で一人会派につきましては現に所属議員が1名である以上、会派と所属議員は実質的に同一であって、これを認めるか否かは木津川の立法裁量の範囲に属するものであり、一人会派を政務活動費の交付の対象である会派に含めないことをもって直ちに法に違反するとは言えないという判決がございます。以上でございます。（「委員長、いいですか」と呼ぶ者あり）

○委員長 どうぞ。

○後藤 今回の要約を聞きますと、要は政策集団において活動する政務活動費は相当は認められるべきものであって、よって議員個人の政務活動費、それから会派分の政務活動費、それは当然別に会派分は認められるものであるという解釈でよろしいですか。（「いや、それは違うだろう」と呼ぶ者あり）ちょっとしっかり読み込んでいないから。（私語する者あり）（「それはないだろう。そういうことじゃないだろう」と呼ぶ者あり）

○庶務課長 そういうことであると思います。

○委員長 それでは、12月12日に各会派からの御意見を伺います。

○委員長 次に、令和7年度以降の常任委員会行政視察についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 資料4を御覧ください。こちらに記載のとおり、常任委員会行政視察の実施時期を現状の春、4月、5月から秋の10月、11月に移動することを御検討いただきたく御提案するものでございます。今回の変更に至る理由でございますが、年度初めの4月、5月は各自治体とも年度切替えの時期でございます。また人事異動等もありますことから、受入れ態勢が十分でないことを理由に受入れ不可の場合が多くなってございます。また、特に統一地方選挙が開催される年につきましては、該当の議会などにおいて受入れ不可の場合が多い現状もあるなど、委員の皆様の希望の視察先を選定することができないケースが生じてございます。実施時期を秋に移動することによりまして視察先、視察項目の選択肢が広がるため、視察内容をより充実させ、また委員会視察としての効果が十分得られると考え、実施時期の変更を御提案をさせていただきました。以上でございます。

○委員長 こちらの件につきましては、各会派に持ち帰っていただき、次回の質疑並びに一般質問最終日の議会運営委員会で御意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いたします。（「委員外発言、短く、いいですか、この行政視察について」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 どうぞ、じゃ。（「端的にね」と呼ぶ者あり）

○北村和之委員外議員 端的にこの内容については了解というか、そうなんですけれども、ちょっと別で、委員会の視察先、場所、これが……（私語する者あり）場所ですが、ある議員なんかはちょっと飛行機が苦手だと。飛行機が苦手だから新幹線で行ける距離とか、何か視察の目的があって本来場所とか日数とか決まってくるというようなところが本来であるのに、何か近場で収めようとか、例えば海外視察は、別に海外視察をって言っているわけじゃなくて、本当に海外視察をする必要があるのであればそういうのも必要だし、遠くであつてもちゃんと視察をすべき目的があるんだったら私はいいと思うので、場所というのも、ただ何か日数を短くとか近距

離だからって、そういう考えを私はしていくというのは違うと思うので、そこら辺ちょっと事務局さんにも皆様にも……（私語する者あり）何ですか、佐藤さん。（「特に」と呼ぶ者あり）じゃ、言うなよ。（「ちょっと待って。言うなよですか」と呼ぶ者あり）いや、人がしゃべっているときに……（「言うなよって、ちょっと待って。そうやると議事進行、どきどきして、怖くてちょっと、ハラスメント」と呼ぶ者あり）何がですか。ハラスメントの定義分かっていますか。（「言うなよって、ちょっとしゃべっているときにちょっと怖くて、やめてくれませんか。怖くて……」と呼ぶ者あり）（「委員長、発言、委員長」と呼ぶ者あり）

○委員長 本件は……（「委員長、いい」と呼ぶ者あり）（「勘弁してくれませんか」と呼ぶ者あり）（「委員長」と呼ぶ者あり）12月12日に持ち寄っていただきませう。（「委員外発言、委員外発言、委員長」と呼ぶ者あり）（「ちょっと待って。私今パワハラだとかどうとか言われて……」と呼ぶ者あり）（「言うなよって怖いですよ」と呼ぶ者あり）（「短く言っている中でさっきからぶつぶつ、ぶつぶつ言っているから、何ですか聞いていますよ」と呼ぶ者あり）（「言ったって構わないだろう、そんなの。独り言だから」と呼ぶ者あり）（「言うなよは怖い。何ですかとか言ってくれませんか」と呼ぶ者あり）（「委員長、いいですか」と呼ぶ者あり）はい。

○末永康文委員外議員 これ春やるのをやめて、人事だのあるから、10月にしますよというのが提案ですよ。そうはいうけども、柏の改選期がありますよね。次回は令和何年ですか。改選期は、今までは改選期、出ない人もいれば、勇退する人もいるし落選する人もいたりするわね。そのたびに8月までの任期があるから、6月に4万幾らで行っているわけですよ。選挙のないときは、まとめて行っているわけですよ。まとめて行っている。そういう意味じゃ、議員さんはやっぱり長い間いろいろと議会活動して、いろんなことをしているし、交流も含めてですけども、交流することによってお互いに学び合うこともいっぱいあるわけですよ。だから、私は選挙の年のときはやはり今までどおり、そして選挙がないときは今言われているようにするというふうな形を含めてしないと、それは全部、相手市が人事異動であるから、あるいは柏の役所の人事異動があるからかもしれませんけども、それをやっていたら議員の行政視察、何なんだよと言いたくなるんですよ。だから、やっぱり改選期のときは少なくとも今までどおりと。改選がないときは、改選ないときは今も行っているわけですよ。春先行ったり、秋に行ったりしているわけですよ。だから、それは秋先でもいいけども、改選のときはそういうふうにするということだけはぜひ議論していただきたいと思います。配慮していただきたいなと思います。以上です。

先ほどの、何かごちゃごちゃ言っているけど……（「私も心拍数が上がって、ちょっと怖くて、今。本当心拍数上がって、鼓動がちょっと上がってきていて、言うなもちょっと僕本当に議会の議事進行できるかなと、怖いんですね」と呼ぶ者あり）委員会だから、委員の皆さんもそうだけど、個人的な発言を後藤委員だとか佐藤さ

ん、何かごちゃごちゃ言っているから、それは気になるから、そうなるんだろうけど、やっぱり質問しているときは、それはやじ程度で言うんだったらいいけども、ずっとぐちゃぐちゃ言うのはいかなもんかと思います、それは。だから、せせら笑ったり、何か私語をするのは、それやめていただきたいなと思います。委員会ですからね。そういう意味で北村君が言ったんだと思いますので、そういうことはしないようお願いしたいと思います。以上です。（「12日に意見聞きましょう、自分も」と呼ぶ者あり）

○委員長 改めてこの趣旨を申し上げますけども、柏市議会の委員会として視察に行きたい、目的をしっかりと持って行きたいけども、4月、5月はなかなか向こうが受け入れてくれなくて、本来やりたいところ、行きたいところに行けないことがあるので、それはやっぱり相手が業務がちょっと立て込んでいるときにあえてやらないほうがいいんじゃないかと。そうすることがうちの議会の、委員会の視察の目的を達するんじゃないかという目的で秋に移動するものですので、しっかりその目的を達成できるような期日が今10月、11月ぐらいじゃないかなというふうなことを考えています。委員外発言のありました9月の改定のときの前後については、それは特例としてどうするか含めて今後12日のときに持ってきていただければというふうに思います。

○委員長 それでは次に、事務局から報告があります。

○庶務課長 それでは、報告いたします。

第6駐車場についてでございます。第6駐車場、柏駅側にある駐車場でございますが、工事のため使えなくなっておりましたが、11月27日から御利用いただけます。なお、さきの議会でも駐車場が混んでいて、すぐに駐車場に駐車できないということがございましたので、皆様におかれましては早めの来庁をお願いいたします。以上でございます。

○委員長 次回は12月12日木曜日、質疑並びに一般質問の最終日、本会議終了後に開く予定であります。

以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午前11時57分閉会